

## 安全保障関連法の撤回を求める決議

「安全保障関連法案」は、昨年7月の閣議決定による集団的自衛権行使容認に端を発しており、そもそも、歴代内閣が保持してきた集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする見解を、政権内の合意のみで変更したことは、立憲主義に反し許されない。

6月4日の衆議院憲法審査会においては、参考人として呼ばれた3人の著名な憲法学者が、与党自民・公明推薦の長谷部氏も含め、全員、この法案は違憲または違憲となるおそれが極めて強いと発言し、この法案が違憲で無効なものであるとしている。

最近の世論調査によれば、これらの法案の国民に対する説明が不十分だとする意見が上がっている。本来、法制定の必要性や憲法との整合性について、国民の理解が得られていない状況のもとで、これらの法案を国会における数の力で強引に成立させることは避けるべきである。これは立憲主義と民主主義の危機である。現在、こうした国民の声は若者を中心とした新しい抗議行動にも強くあらわれ、日増しに高まっているとの現状認識と主張を我々も行っていた。

しかし先般、9月19日未明、参議院本会議において安全保障関連法案は可決した。それ以前の特別委員会における強引なる採決のあり方は未来永劫、憲政史上に汚点を残した歴史的な暴挙として刻まれたものであった。また、曖昧な新3要件に基づく集団的自衛権の行使は、専守防衛や海外派兵の禁止という憲法9条の平和主義の根幹を揺るがす。

したがって、この法案の成立は我が国の立憲主義、平和主義、民主主義を大きく傷つけるものであり、最大限の怒りをもって改めて抗議する。

よって、本市議会は、政府及び与党に対し、これらの「安全保障関連法」を速やかに撤回とすることを強く求めるものである。

上記、決議する。

平成27年9月30日

三 鷹 市 議 会